



認証番号
090720

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成 22 年 9 月号増刊号 No. 2



ぜひお越しください！

平成22年度 事業主説明会のご案内

今年も鳥取県労働保険事務組合連合会による事業主説明会が、以下の日程・内容で開催されることになりました。事業主様、事務担当者の方、どうぞお気軽にご参加ください。

●とき 10月19日(火) 午後1時30分～3時30分

●ところ 米子コンベンションセンター 小ホール ※参加無料

■内容 ①『雇用の安定のために』～各種助成金について～ 講師:鳥取労働局職員の方
②『労災事故対応のポイント』『書面契約でのトラブル防止』

講師:社会保険労務士 服部 昭(当事務所所長)

※要事前申し込み！参加ご希望の方は **今すぐ** 当事務所までお電話ください

雇用保険・社会保険の

適正な資格取得を！

パート・アルバイトでも、週の労働時間が 20 時間以上で 31 日以上の雇用見込みがある人は、雇用保険に加入しなければならない場合があります。

労働時間・労働日数がフルタイムの人の3/4以上となる場合は、原則として社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入の義務が生じます。

手続きなどに関するご相談は

当事務所までお願いします

ご注意ください!!

平成22年9月から

厚生年金保険料率が

変更となっています

9月以降の料率=1,000分の160.58

(被保険者負担分・1,000分の80.29)

※健康保険料率は変更ありません

ご不明な点はお問い合わせください

9月の生活ホットニュースNo.3

国民年金保険料の

「悪質滞納者」に対し強制徴収へ

◆国税庁対象は「悪質な滞納者」

厚生労働省は、国民年金保険料の悪質な滞納者について、財産の差押さえを含む強制徴収を実施す

ることを、国税庁に委任する方針を明らかにしました。

対象は、所得が1,000万円以上あるにもかかわらず保険料を2年以上滞納し、財産を隠している加入者などを想定しています。

◆財産の差押えも視野に

国税庁への委任は、日本年金機構(旧社会保険庁)の発足に伴って改正された国民年金法に基づく措置であり、主な対象者は、保険料を自分で納めている自営業者や農家などの国民年金の第1号被保険者です。

厚生労働省が納付を督促しても応じないなど、「支払う意思がない」とみなされれば、同省は国税庁に委任し、同庁の職員が滞納分の財産を差し押さえるなどの処分を行う方針です。

すでに、全国の年金事務所が各市町村に所得情報の提供など協力を求めており、滞納者情報との照合を進めています。

◆当面の対象者は 400 人程度

国民年金保険料の未納者は300万人以上と推定されますが、学生や低所得者が多いのが実態です。

この度厚生労働省が国税庁に徴収を委任する対象は、前年度の所得が1,000万円以上で、財産を隠すなど特に悪質な滞納者に限られるため、当面の対象者は400人程度にとどまる見込みです。

◆わかりやすい年金制度改革を

こうした対策だけでは未納問題の解決には程遠いと言わざるをえません。

未納者からの保険料徴収ということで、一定の効果はあるでしょう。しかし、保険料未納の背景には、年々上がる保険料・年々下がる給付額・25年掛けなければ給付されない老齢年金など、年金制度そのものへの不信感があるからです。

現政権は、国民が「これなら保険料を払ってもいい」と思える年金制度改革を打ち出す必要があります。

新たな雇い入れ・優秀な人材の確保・働きやすい職場環境の整備など

助成金制度の活用を検討されてみませんか？

雇用保険適用事業所の事業主の方に対して支給される助成金等がいくつかあります。

例えば、新たな雇い入れに対する助成金として **若年者等正規雇用化特別奨励金**(年長フリーター等の雇い入れ・1人最大100万円) **特定求職者雇用開発助成金**(60歳以上の人や母子家庭の母等の雇い入れ・1人最大90万円) **高年齢者雇用開発特別奨励金**(65歳以上の人等の雇い入れ・1人最大90万円) 雇用の維持等に対して **定年引上げ等奨励金**(定年を70歳以上に引き上げ又は定年の廃止・80万円～) **中小企業子育て支援助成金**(初めて育児休業取得者が出た事業所・1人100万円) 等があり、このほかにもさまざまな助成金制度があります。

これらの助成金を受けようとする場合、いくつかの支給条件に当てはまる必要があります。

助成金の活用を検討される場合は、事前のできるだけ早い時期に、

当事務所まで一度ご相談ください！

助成金を
受けられると
助かるなあ…
と、あえず電話で
相談してみよう！

